

件名	愛媛県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例
主管課	国体総務企画課
根拠法令等	第72回国民体育大会・第17回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛基本方針（平成25年3月21日第9回常任委員会決定）
<p>【改正の概要】</p> <p>国民体育大会開催基金を第17回全国障害者スポーツ大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てることができるようにするため、愛媛県国民体育大会開催基金条例（平成17年12月20日条例第92号）の一部を改正する。</p>	
施行日	交付の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>第72回国民体育大会・第17回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛基本方針（平成25年3月21日決定）</p> <p>平成29年に愛媛県で開催される第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会の周知及び開催気運の醸成を図るとともに、両大会の円滑な開催に資するため、広く県民、企業、各種団体等の理解と協力を得て、募金・企業協賛を実施することとする。</p> <p>1 実施主体</p> <p>(1) 募金・企業協賛を推進するため、第72回国民体育大会愛媛県準備委員会に「募金・企業協賛推進委員会」を設置する。</p> <p>(2) 募金・企業協賛推進委員会は、募金及び企業協賛の計画策定、広報及び要請その他募金及び企業協賛の推進に必要な事業を行う。</p> <p>2 制度の概要</p> <p>(1) 募金 募金は、県内外の個人・企業・各種団体等を対象に募るものとし、より多くの県民が様々な形で両大会を支える県民運動、ボランティア活動等の大会運営経費に充てるものとする。</p> <p>(2) 企業協賛 企業協賛は、県内外の企業・各種団体等を対象に、協賛金又は物品等を募るものとし、協賛金は協賛企業・団体の広告を掲載した広報活動や大会運営経費に充て、物品等は大会準備及び運営に活用するものとする。</p>	